

選挙管理委員会事業についての説明

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事業は宝塚市選挙管理委員会の運営に関する事業であり、その予算は選挙管理委員会の運営に関して支出しています。

選挙管理委員会は、地方自治法第181条に基づき設置されており、4人の選挙管理委員で組織されています。

選挙管理委員会の会議は、基本的に毎月1回開催しており、選挙人名簿の登録、抹消、投票所の設置、投票管理者及び投票立会人等、選挙に関する各種議案を審議し採決を行っています。

その中でも、3月、6月、9月、12月のそれぞれ1日は、選挙人名簿の定時登録のため原則当日の開催が必要であり、選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日の前日までの間を除いて、その日が休日の場合は、その直後の休日以外の日に振り替えて開催することになります。

令和3年度は、選挙管理委員会を16回開催し、102件の議案を審議し採決しています。

また、選挙管理委員会委員長が専決したものや選挙人名簿の登録の移替えについてなど、47件の報告案件を承認しています。

選挙管理委員会は会議のほか、高等学校選挙啓発出前授業に参加し、兵庫県都市選挙管理委員会連合会等の研修会への出席、宝塚市明るい選挙推進協議会と連携し選挙啓発事業を実施しています。

4人の委員のうち選挙管理委員会委員長は、宝塚市選挙管理委員会を代表し、市議会本会議に出席するほか、各種行事等に出席しています。

地方自治法第191条に基づき、市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置いており、選挙管理委員会事務局として、選挙管理委員会の運営に関する事務を行っています。

予算の内容については下記のとおりです。

節	R5予算額	支出項目	内 容	R3決算額
1 報酬	3,073,000	選挙管理委員会委員報酬	委員長 月額117,700円 委員 日額 13,500円 ※委員の報酬については会議等に出席した日数に応じて支払う	2,559,900
8 旅費	97,000	費用弁償	費用弁償については、委員長及び委員が、総務省や兵庫県選挙管理委員会への出張、各連合会等の会合及び研修会等に出席するための旅費として使用	2,720
		普通旅費	普通旅費は、事務局職員が出張等の際の旅費として使用。	
10 需用費	162,000	消耗品費	事務用品等事務用消耗品に使用	97,421
		食糧費 印刷製本費 物品修繕料	食糧費、印刷製本費、物品修繕料は単位計上のみ	
11 役務費	85,000	郵便料	事務連絡等に係る郵便物の郵送に使用	32,229
		電信電話料	電信電話料は、事務局に設置したFAX通信料に使用	
12 委託料	3,900,000	機器保守等点検等委託料	総合選挙システムに関する保守等の委託に使用	704,000
		自治体情報システムの標準化事業委託料	国が進める自治体情報システム標準化事業の選挙人名簿管理システムの標準化に関するシステム業者への委託費用に使用	
13 使用料及び借上料	5,000	駐車場借上料	調査や事務連絡等に公用車で出動した際の駐車料金に使用	4,600
18 負担金補助及び交付金	77,000	全国市区選挙管理委員会連合会分担金	全国市区選挙管理委員会連合会の分担金に使用	58,200
		兵庫県都市選挙管理委員会連合会分担金	兵庫県都市選挙管理委員会連合会の分担金に使用	
		各種会議等出席者負担金	会議、研修等における、資料代等の負担金に使用（単位計上のみ）	
合計	7,399,000			3,459,070